

薬生水発 0227 第 2 号
令和 2 年 2 月 27 日

各都道府県水道行政担当部（局） 殿

各厚生労働大臣認可 { 水道事業者
水道用水供給事業者 } 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長

自然災害発生時における被害状況の報告様式の改訂について

水道行政の推進につきましては、平素より御尽力及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、長期間にわたる豪雨災害や地震等の自然災害により断減水等の被害が発生しており、また、今後も南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模地震の発生が高い確率で見込まれているところです。このため、自然災害による断減水等が発生した場合に、より詳細に被害情報を把握し、適切な応援体制が確保されるよう支援するため、「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（平成25年10月25日付け健水発1025第1号厚生労働省健康局水道課長通知）の記の「2. 自然災害による断減水等水道施設への被害が確認された場合の情報提供依頼」における「厚生労働省への報告様式（別添1）」を、本通知の別紙1のとおり改めましたので、お知らせします。

また、当該通知において、地震により管内に震度4以上の地域がある都道府県に対して、水道施設への被害がない場合にもその旨の御報告をお願いしていましたが、今後は震度5弱以上の地域がある場合において同様の対応をお願いするよう改めました（別紙2参照）。

最後に、厚生労働省では水道事業者等が危機管理対策マニュアルを作成する際の参考となるよう各災害事象に対応する危機管理対策マニュアル策定指針等を取りまとめているので、水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）においては、これを活用した具体的・実践的なマニュアル作成と、マニュアルに基づく訓練の定期的な実施やマニュアルの点検・検証、必要に応じた改定を改めてお願いします。

各都道府県水道行政担当部（局）におかれては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者等への周知をお願いします。